

介護保険の福祉用具購入費 受領委任払制度

◆受領委任払いとは

特定(介護予防)福祉用具購入費の支給は、購入費用の全額を利用者が負担した後、保険者（燕市）から保険給付分（購入費用の9割または8割相当額）の支払いを受ける償還払いを行っています。

それに対して、利用者の負担額を最初から1割または2割相当額とし、福祉用具販売事業者が利用者の代わりに保険給付分（購入費用の9割または8割相当額）の支払いを受けるという方法が受領委任払いです。

燕市ではこの受領委任払いを平成26年4月から実施いたします。

なお、これまでの「償還払い」も引き続きご利用いただけます。

*一定所得以上の方は、介護保険負担割合が2割となります。

◆受領委任払い利用の手続き

1. 受領委任払いが利用できるかを確認

(1) 利用者の制限

次のいずれかに該当する場合、受領委任払いを利用することができません。

- ① 介護保険料の滞納をしている場合。
- ② 介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合。
- ③ 福祉用具購入日時点で、要介護認定の申請中（新規申請、区分変更および更新申請等）であるため、要介護度が決定していない場合。
- ④ 福祉用具購入日時点で、病院に入院中、または施設に入所中の場合。

(2) 購入しようとする福祉用具が介護保険の対象であるかを確認

購入しようとする福祉用具が介護保険の対象となるかを、市役所・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・福祉用具販売事業所等へ確認してください。

対象とならない福祉用具を購入した場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

また、購入の前に担当ケアマネージャーなど専門的な知識を持った人から助言を受けるようにしてください。購入する福祉用具が利用する人に適当なものか確認をしてもらうようにしてください。

(3) 利用限度額を超えていないかの確認

福祉用具購入費の支給は、同一年度（4月から翌年3月まで）において10万円までです。この額を超える部分の購入費用は支給対象とならず、全額利用者負担となります。

2. 福祉用具の購入

- 燕市に登録されている福祉用具販売事業者から購入する必要があります。（登録販売事業者は、介護保険係へお問い合わせいただくか、燕市ホームページ上に掲載されている一覧をご覧ください）
- 購入しようとする福祉用具販売事業者へ介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を見せてください。
- 購入した福祉用具販売業者に費用の1割または2割相当分の金額と、限度額を超えた自己負担分があればそれを加えた金額を支払い、福祉用具販売事業者が発行する領収書、購入した福祉用具のパンフレット等の写しを受け取ります。

3. 福祉用具購入費の支給申請

次の書類を燕市へ提出してください。

- (1) 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)
- (2) 福祉用具販売事業者が発行した領収書
- (3) 購入した福祉用具のパンフレット等（コピー可）

4. 支給決定・福祉用具販売事業所への福祉用具購入費の支給

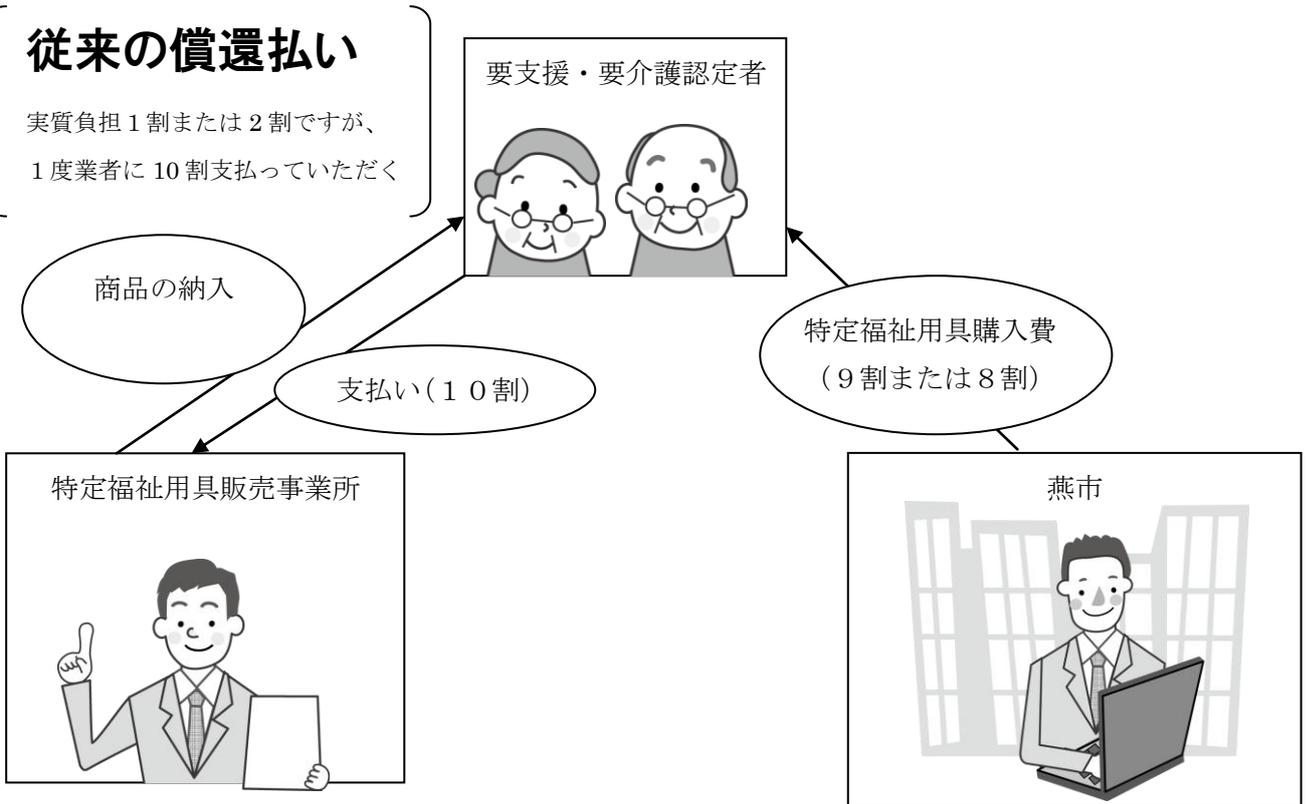
- 支給申請の受付後、内容を審査し、購入した販売事業者に対し「福祉用具購入費支給決定通知（受領委任）」を送付し、購入費用の9割または8割相当分の金額を支払います。（ただし、上限10万円の9割相当額の9万円または8割相当額の8万円までになります。その額を超えた分については全額利用者負担となります。）
- 申請書類に不備があった場合や、購入した福祉用具の必要性に疑義が生じた場合は、支給決定通知の発送や、販売事業所への支払いが遅れることがありますので注意してください。

《お問い合わせ先》

燕市役所 長寿福祉課 介護保険係
燕市吉田西太田1934番地
電話 0256-77-8177（直通）

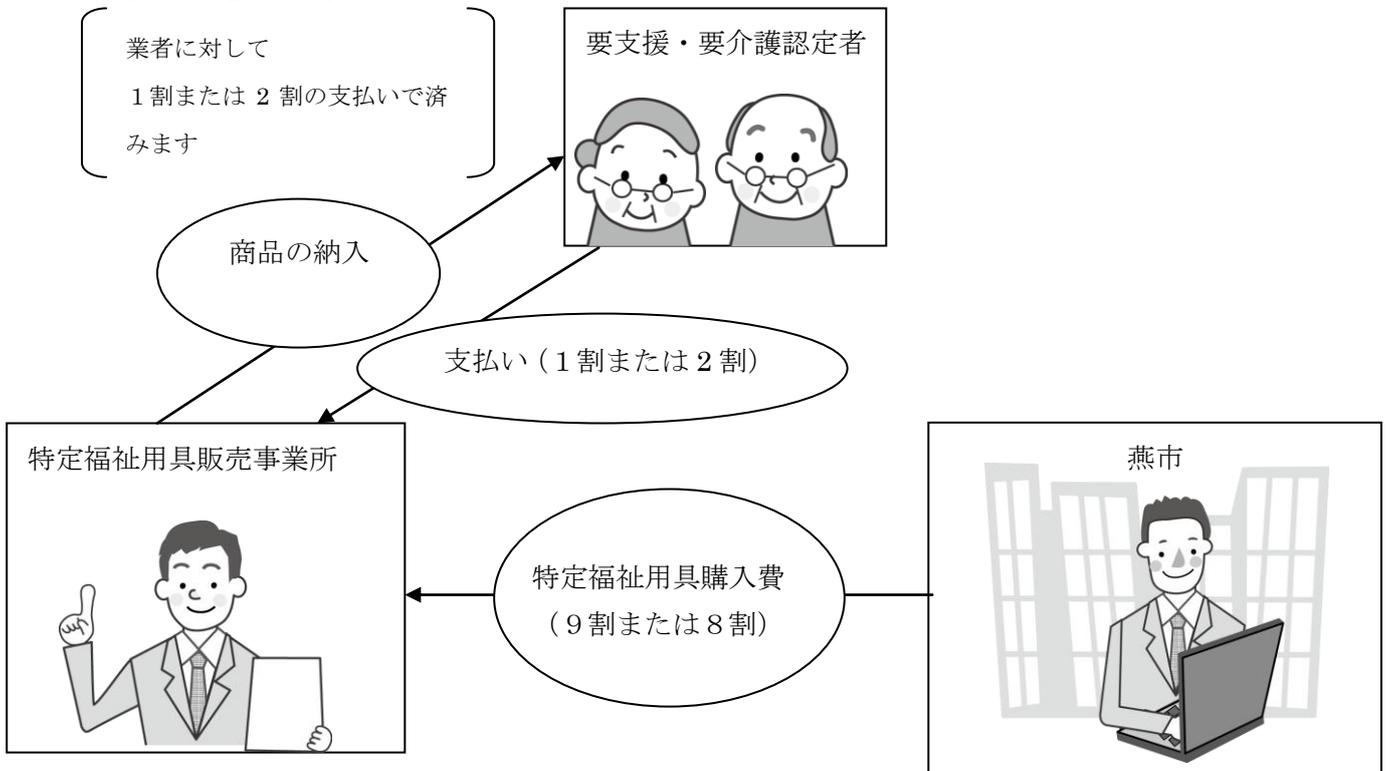
従来の償還払い

実質負担1割または2割ですが、
1度業者に10割支払っていただく



受領委任払い

業者に対して
1割または2割の支払いで済みます



* 一定所得以上の方は、介護保険負担割合が2割になります。